

芸西中学校 部活動に係る活動方針

令和6年6月

芸西村立芸西中学校

活動方針の策定にあたって

本方針は、生徒にとって望ましいスポーツや文化活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下に掲げる各項目を重視し、地域、学校、競技種目、芸術文化等に応じた多様な形で実施することを目指す。

本方針は、令和4年12月にスポーツ庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、令和6年3月に高知県教育委員会が策定した「高知県部活動ガイドライン」、令和6年5月に芸西村教育委員会が策定した「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、「芸西村立芸西中学校部活動に係る活動方針」を策定するものとする。

1 基本方針

- (1) 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒の自主性や協調性、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に取り組む。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、各部活動の顧問（以下「部顧問」という。）の指導に係る業務の適正化が図られるよう体制を構築する。
- (3) 保護者及び地域に対して、部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を図る。
- (4) PTA総会や保護者会、ホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、地域並びに保護者間の共通理解を図る。
- (5) 部活動の実施に際しては生徒の安全を十分確保する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、村教育委員会の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り「芸西村立芸西中学校部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、活動実績及び毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、「芸西村立芸西中学校部活動に係る活動方針」を PTA 総会及びホームページ等で公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部顧問、外部指導者等の状況を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適性化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。また各部活動に顧問教員が原則複数人数配置できる部活動数とする。

イ 校長は、部顧問を決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 部顧問は、学校教育目標に基づき、部の指導方針や目標を明確にする。また、生徒の実態を把握し、技術指導や部の運営、生徒の生活指導等を行う。また、勝利至上主義的な考え方に陥らず、生徒が自ら進んで運動や文化的な活動に親しむ資質や能力の育成に努める。

オ 生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知し、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し運営する体制を構築する。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1)適切な指導の実施

ア 校長、部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。なお、気候変動等により、暑熱環境が悪化していることを踏まえ、夏季の部活動における熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。

イ 運動部活動の部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導に努める。

ウ 文化部活動の部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導に努める。

エ 部顧問は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等でそれぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導に努める。その際、専門的知見を有

する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引きの普及・活用

部顧問は、本県の「運動部活動指導者ハンドブック」や「国のガイドライン」の2(2)アによって作成された中央競技団体又は学校部活動に関する各分野の関係団体等によって作成された指導手引を活用して、3(1)に基づく指導に努める。

※『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』より抜粋

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等は、その分野の普及や水準向上の役割に鑑み、学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成し、指導実態や状況の変化に応じた必要な見直しを行う。

(3) 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、安全管理上、可能な範囲で複数顧問交代による単独指導に努める。

4 適切な休養日の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

(1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末

を含む)は3時間程度(週 11 時間程度)とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、朝練習については、生徒への過度な負担を考慮し、適切な休養日を設けるとともに、30分以内の活動とする。また、朝練習にあたり原則として午前7時以前には登校させない。

(4) 活動時間については、移動を含まない実際に活動した時間とする。

(5) 定期試験発表後及び試験当日(最終日を除く)は、原則として学校全体の部活動休養日とする。ただし、定期試験発表後 2 週間(程度)以内に、大会・コンクール等がある場合は、校長の承認を得て活動することが出来る。なお、その旨を保護者に通知し、本人及び保護者の同意を得た生徒のみ活動を認める。

(6) (1)から(5)を原則とするが、特別な事情がある場合においては校長の判断で例外を認めることができる。

(7) 合同チームについては、平日に遠方の学校と練習を行うことが困難な場合には、土日の両日に活動し、平日に2日以上休養日を設定することが可能である。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。

- ・活動時間は週 11 時間程度とする。
- ・同じ顧問が土日とも指導することがないように、別の顧問が指導する体制を整える。
- ・大会前等の期間(1ヶ月半程度)を限定とし、大会後の休養期間の設定や参加する大会等の精査を行う。
- ・生徒、教員ともに負担とならないよう配慮する。

なお、拠点校部活動にて、遠方の学校との練習となる場合は同様とする。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能、体力等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境の整備に努める。

イ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術・課題解決活動等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなど取組を進める。

ウ 校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう考慮する。

6 地域の関係団体等との関わり

ア 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けるなどの協力を努める。

イ 校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めるように努める。また、休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やしていくように努める。

ウ 校長は、部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう配慮する。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 校長は、部活動が参加する大会等が、生徒や部顧問及び指導者の過度な負担とならないように努める。

(2) 校長は、生徒の教育上の意義や生徒や部顧問及び指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等が1ヶ月あたり一大会を目安として精査する。

8 高温時の部活動について

(1) 校長及び部顧問は、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度等の環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、部活動の中止や延期、見直し等への柔軟な対応を検討する。

(2) 校長及び部顧問は、活動前、活動中、活動後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取ると共に生徒等への健康観察等の健康管理を徹底する。

(3) 校長及び部顧問は、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施する。

(4) 校長及び部顧問は、学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25~30℃)でも、湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

(5) 部顧問は、元々の体調不良に高温、多湿等の諸条件が重なり熱中症をひきおこすケースもあるため、特に活動前の生徒の健康状態を把握し、状況に応じて個人的に練習内容を軽減するなどの柔軟な対応をする。また、日頃から睡眠、食事等の生活指導と体調の変化について申し出ることの指導を徹底する。

9 気象警報発表時の部活動について

(1) 放課後の部活動

校長及び部顧問は、学校の帰りの会終了時に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」のいずれか1つでもが発表されている場合は、部活動を停止し状況を見て放課とする。

(2) 部活動の朝練習

校長及び部顧問は、午前6時30分の時点で、芸西村に、「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」のいずれか1つでもが発表されている場合は、部活動の朝練習を停止する。

(3) 休日の部活動

校長及び部顧問は、午前6時30分の時点で、芸西村に、「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」のいずれか1つでもが発表されている場合は、その日の活動を停止する。

(4) 部活動対外試合等

警報発表時の参加見合わせの基準と留意事項は次の通りとする。

ア 校長及び部顧問は、芸西村、対外試合等の会場となる市町村、移動で通過する市町村に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」のいずれかが発表されている場合は参加を見合わせる。

イ 部顧問は、対外試合等が実施されている状況で芸西中学校が参加見合わせをする場合、校長と連絡をとり決定する。その旨を主催者にも連絡をする。

ウ 校長及び部顧問は、対外試合等が実施されている状況で芸西中学校が参加を見合わせる場合、保護者の責任で参加を希望する生徒の参加は認める。その場合、移動手段は保護者輸送とする。部顧問は会場で引率する。